



山形県公報

平成22年10月5日（火）
第2183号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課）…1081

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…1082
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課）… 同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（置賜総合支庁西置賜農村整備課）… 同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…1083
- 同……………（ 同 ）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1084
- 同……………（ 同 ）… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）… 同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）… 同
- 裁決手続開始の決定……………（収用委員会）…1085
- 審理の開催……………（ 同 ）…1086

### 正 誤

## 訓 令

### 山形県訓令第23号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2 農林水産部の項農業経営課の項を削る。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同課の項農業改良資金助成法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第7条第1項（第17条において準用する場合を含む。）」を「第6条第1項」に改め、同課の項山形県農業改良資金貸付規則に関すること。の項を削り、同表建設部の項建築課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「助言」を「報告の徴収並びに助言」に改め、同課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第4条」を「第6条第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

- 2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けに係る事務の専決及び代決については、改正後の別表第2農林水産部の項及び別表第3産業経済部の項農業振興課の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第788号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|---------------------------|---------|-------------|
| 合同会社 ライフ           | デイサービス ライフ<br>新庄市住吉町2番29号 | 通 所 介 護 | 平成22. 9. 24 |

### 山形県告示第789号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|---------------------------|----------|-------------|
| 合同会社 ライフ             | デイサービス ライフ<br>新庄市住吉町2番29号 | 介護予防通所介護 | 平成22. 9. 24 |

### 山形県告示第790号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
太鼓胴土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡真室川町大字大沢
- 3 認可年月日  
平成22年9月27日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

### 山形県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営豊里地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧に供する場所

長井市役所

飯豊町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成22年10月5日から同年11月2日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第792号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 吹浦酒田線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|----------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 酒田市千石町二丁目16番3から<br>同 亀ヶ崎四丁目2番9まで | 旧    | 27.4メートル<br>}<br>13.3 | メートル<br>98 |
| 同 上                              | 新    | 30.6メートル<br>}<br>13.3 | 同 上        |

**山形県告示第793号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 羽黒立川線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東田川郡庄内町添津字石橋37番から<br>同 狩川字山崎65番1まで | 旧    | 16.6メートル<br>}<br>9.8  | メートル<br>514 |
| 同 上                                | 新    | 18.0メートル<br>}<br>13.0 | 同 上         |

**山形県告示第794号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 酒田市千石町二丁目16番3から  
同 亀ヶ崎四丁目2番9まで
- 3 供用開始の期日 平成22年10月5日

**山形県告示第795号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 羽黒立川線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町添津字石橋37番から  
同 狩川字山崎65番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年10月5日

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人おいたまサロン
  - (2) 代表者の氏名  
竹田 仁
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市門東町三丁目3番7号
  - (4) 定款に記載された目的  
当法人は、置賜地方3市5町の全ての人を対象に、助け合いの精神に基づき、健康で安心して暮らすことのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年2月5日まで縦覧に供する。

平成22年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
協同の家コープ桜田  
山形市桜田東四丁目9番4号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------|-------------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号     | 松 本 政 裕 |
| 株式会社ダルマ薬局 | 宮城県仙台市青葉区木町17番15号 | 和 田 永 浩 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 松 本 政 裕 |

## 4 変更年月日

平成22年8月20日

## 5 届出年月日

平成22年9月21日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年2月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。  
平成22年10月5日

山形県収用委員会  
会 長 高 山 克 英

## 1 起業者の名称

国土交通大臣

## 2 事業の種類

一級河川最上川水系須川改修工事（須川引堤・山形県山形市大字中野目字赤坂地内及び同県東村山郡中山町大字長崎字川前道下地内）

## 3 裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

所在：山形県山形市大字中野目字赤坂

| 地 番   | 地 目 |    | 土地登記簿上の<br>面積（㎡） | 実測面積（㎡） | 収用しようとする土地<br>の面積（㎡） |
|-------|-----|----|------------------|---------|----------------------|
|       | 公簿  | 現況 |                  |         |                      |
| 2369番 | 原野  | 畑  | 66               | 68.81   | 68.81                |

- 4 土地所有者の氏名及び住所
  - 亡 多田重雄の相続人 法定持分2分の1 多田和子  
山形県東村山郡中山町大字達磨寺84番地
  - 亡 多田重雄の相続人 法定持分6分の1 多田重弘  
山形県東村山郡中山町大字達磨寺84番地
  - 亡 多田重雄の相続人 法定持分6分の1 庄司育子  
東京都葛飾区柴又六丁目21番10号
  - 亡 多田重雄の相続人 法定持分6分の1 小野彰子  
山形県山形市江俣一丁目2番8号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類  
な し
- 6 裁決手続の開始を決定した日  
平成22年9月27日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。

平成22年10月5日

山 形 県 収 用 委 員 会  
会 長 高 山 克 英

- 1 審理の日時  
平成22年10月26日（火）午後2時30分
- 2 審理の場所  
山形市松波四丁目1番15号  
山形県自治会館401会議室
- 3 審理事項  
一級河川最上川水系須川改修工事（須川引堤・山形県山形市大字中野目字赤坂地内及び同県東村山郡中山町大字長崎字川前道下地内）に係る収用裁決事件

|             |            | 正       |   | 誤 |   |
|-------------|------------|---------|---|---|---|
| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ペー<br>ジ | 行 | 誤 | 正 |
| 平成22. 9. 28 | 第2181号     | 1025    | 3 | 2 | 1 |